

# 東村地域防災計画

東村防災会議



# — 目 次 —

## 第1編 総則編

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 用語	3
第3節 計画の修正と周知徹底	3
第4節 東村の概況	4
第5節 災害の想定	10
第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	25
第2章 地域防災ビジョン	32
第1節 基本方針と基本目標	32
第2節 施策体系	34

## 第2編 災害予防計画編

序 災害予防計画の基本方針	35
第1章 災害に強いむらの環境（むらづくり）のための計画	37
第1節 治山・治水対策計画	37
第2節 土砂災害予防計画	41
第3節 高潮等対策計画	44
第4節 建築物等の災害予防計画	46
第5節 火災予防計画	48
第6節 林野火災予防計画	51
第7節 危険物等の災害予防計画	53
第8節 簡易・下水道施設災害予防計画	56
第9節 災害通信施設災害予防計画	57
第10節 不発弾等災害予防計画	60
第11節 火薬類災害予防計画	63
第12節 文化財災害予防計画	64
第13節 農業災害予防計画	65
第14節 気象観測体制の整備計画	66
第15節 水防、消防及び救助施設等整備計画	67
第16節 道路事故災害予防計画	68
第17節 津波に強いむらの形成	70
第18節 海岸保全施設対策	71

<b>第2章 災害に強い村民（ひとづくり）のための計画</b> ······	<b>72</b>
第1節 防災知識の普及・啓発計画 ······	73
第2節 初動体制の強化 ······	77
第3節 防災訓練計画 ······	79
第4節 自主防災組織育成計画 ······	82
第5節 要配慮者の安全確保計画 ······	84
第6節 災害ボランティアの活動環境の整備 ······	89
第7節 海上災害予防計画 ······	91

<b>第3章 災害対策における事前措置</b> ······	<b>92</b>
第1節 避難誘導等計画 ······	93
第2節 津波避難体制等の整備 ······	98
第3節 食料等備蓄計画 ······	102
第4節 防災業務用設備等の整備計画 ······	104
第5節 交通確保及び緊急輸送計画 ······	106
第6節 その他必要な措置 ······	108

### 第3編 災害応急対策計画編

<b>序 災害応急対策計画の概要</b> ······	<b>111</b>
<b>第1章 風水害応急対策計画</b> ······	<b>112</b>
序 節 風水害応急対策計画の基本的な考え方 ······	112
第1節 組織計画 ······	113
第2節 気象警報等の伝達計画 ······	123
第3節 災害通信計画 ······	142
第4節 災害状況等の収集・伝達計画 ······	145
第5節 災害広報計画 ······	154
第6節 消防計画 ······	156
第7節 避難計画 ······	161
第8節 要配慮者対策計画 ······	169
第9節 観光客等対策計画 ······	170
第10節 救出計画 ······	171
第11節 交通輸送計画 ······	174
第12節 災害救助法適用計画 ······	180
第13節 給水計画 ······	187
第14節 食料供給計画 ······	189
第15節 生活必需品供給計画 ······	193
第16節 医療救護計画 ······	195

第 17 節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	199
第 18 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画	203
第 19 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画	206
第 20 節 住宅応急対策計画	208
第 21 節 二次災害の防止計画	211
第 22 節 教育対策計画	212
第 23 節 危険物等災害応急対策計画	215
第 24 節 治安警備計画	217
第 25 節 民間団体の活用計画	218
第 26 節 ボランティア受入計画	220
第 27 節 広域応援要請計画	222
第 28 節 自衛隊災害派遣要請計画	224
第 29 節 労務供給計画	231
第 30 節 公共土木施設応急対策計画	235
第 31 節 ライフライン等施設応急対策計画	238
第 32 節 農林水産物応急対策計画	243
第 33 節 水防計画	246
第 34 節 福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画	252
第 35 節 在港船舶対策計画	260
第 36 節 海上災害応急対策計画	261
第 37 節 道路事故災害応急対策計画	267
第 38 節 その他災害応急対策に必要な事項	268

## **第2章 地震・津波応急対策計画** ..... 273

序 節 地震・津波応急対策計画の基本的な考え方	273
-------------------------	-----

### **－ 第1節～第38節は 第1章 風水害応急対策計画に準ずる－**

第 1 節 組織計画	275
第 2 節 地震情報・津波警報等の伝達計画	275
第 3 節 災害通信計画	275
第 4 節 災害状況等の収集・伝達計画	275
第 5 節 災害広報計画	275
第 6 節 消防計画	275
第 7 節 避難計画	275
第 8 節 要配慮者対策計画	275
第 9 節 観光客等対策計画	275
第 10 節 救出計画	275
第 11 節 交通輸送計画	275
第 12 節 災害救助法適用計画	275
第 13 節 給水計画	276

第 14 節 食料供給計画	276
第 15 節 生活必需品供給計画	276
第 16 節 医療救護計画	276
第 17 節 感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	276
第 18 節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画	276
第 29 節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画	276
第 20 節 住宅応急対策計画	276
第 21 節 二次災害の防止計画	276
第 22 節 教育対策計画	276
第 23 節 危険物等災害応急対策計画	276
第 24 節 治安警備計画	276
第 25 節 民間団体の活用計画	277
第 26 節 ボランティア受入計画	277
第 27 節 広域応援要請計画	277
第 28 節 自衛隊災害派遣要請計画	277
第 29 節 労務確保計画	277
第 30 節 公共土木施設応急対策計画	277
第 31 節 ライフライン等施設応急対策計画	277
第 32 節 農林水産物応急対策計画	277
第 33 節 水防計画	277
第 34 節 福地ダム・新川ダムに関する異常気象時の応急対策計画	277
第 35 節 在港船舶対策計画	277
第 36 節 海上災害応急対策計画	277
第 37 節 道路事故災害応急対策計画	278
第 38 節 その他災害応急対策に必要な事項	278
第 39 節 南海トラフ地震防災対策推進計画	279

#### 第4編 災害復旧・復興計画編

第 1 節 公共施設災害復旧計画	283
第 2 節 被災者生活への支援計画	285
第 3 節 住宅復旧計画	287
第 4 節 生業資金の貸付	288
第 5 節 租税の徴収猶予及び減免	292
第 6 節 職業の斡旋	293
第 7 節 応急金融対策	294
第 8 節 復興の基本方針	295
第 9 節 被災者生活再建支援法適用計画	297
第 10 節 農林漁業融資計画	300
第 11 節 中小企業者等への支援計画	302

資料編



第 1 編  
總 則 編



# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

東村地域防災計画は、災害対策の基本である「災害を的確に予防し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして「事後の復旧に万全を尽くす」ことを3本柱に、国の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、本村の地域に係る災害対策に関するおおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、地域防災の万全を期するものである。

- |  |
|--|
| 1) 本村に係る災害の想定並びに防災に関する村及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、公共団体、その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務又は業務の大綱、そして村民や本村に存する事業所のとるべき措置 |
| 2) 治山治水事業等の村土の保全、防災業務用施設や設備の整備、防災教育及び訓練、災害用食料や物資及び資材等の備蓄、その他災害予防計画                                   |
| 3) 防災活動に関する組織及び配置、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教、交通輸送、その他災害の応急対策計画                              |
| 4) 災害復旧・復興に関する計画   |
| 5) その他の必要な事項   |

なお、本計画は「沖縄県地域防災計画（令和3年6月）」に準じて、台風や大雨による風害・洪水・高潮・土砂災害、地震・津波災害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害などのあらゆる災害に対する計画である。

本計画は「沖縄県地域防災計画」に準じ次のように設定する。

第1編 総則編	本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制の基本事項
第2編 災害予防計画編	災害などが起きる前に、全ての災害を想定しての各種災害の予防に関する計画
第3編 災害応急対策計画編	災害来襲の予想時、通過時、通過後などの各災害に対する応急対策計画で、①風水害、②地震・津波災害に区分する
第4編 災害復旧・復興計画編	災害が通過した後の全ての災害を想定した復旧・復興対策計画
資料編	各編に関係する資料や様式など

## 東村地域防災計画の全体構成

### 第1編 総則編・・・(1頁)

序 総則編の概要・・・(1頁)	
第1章 計画の目的 (1頁)	東村職員及び関係公共機関並びにその他 の防災に関する主要な施設に周知徹底させ るとともに、特に必要と認める事項につい ては、災害対策基本法第42条第4項に定める 公表のほか、地域住民に周知徹底を図るよう 努めるものとする。
第2章 地域防災ビジョン (32頁)	災害対策の基本である「災害を的確に予防 し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして 「事後の復旧に万全を尽くす」ことを3本柱 とするとともに、地域住民一人一人が、災害 からの自分の命は自分で守るという「自己防 衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれ をサポートするという自助・共助・公助の精 神などを踏まえて策定するものとする。

#### ◆災害の時間的経過

〈平常時〉
○災害危険区域 (例:津波危険区域)

### 第2編 災害予防計画編・・・(35頁)

序 災害予防計画編の概要・・・(35頁)	
第1章 災害に強いむらの 環境 (37頁)	村内の山地や河川などの村土基盤、並びに 建築物及び土木構造物などに着目し、風水害 や地震・津波などが発生しても被害を最小限 に止め、復旧や復興しやすい構造とするため の予防対策。
第2章 災害に強い村民 (72頁)	防災計画などを実行する人に着目し、各種 災害についての意識や知識、行動力、組織及び 連携力を向上させ、災害に対する適切な行 動や組織的対応が取れるようするための 予防対策。
第3章 災害対策における 事前措置 (92頁)	迅速かつ円滑に災害応急対策を実施する ために必要な活動体制や活動条件の整備に 関する事前措置について定める予防対策。

〈災害予兆・発生時〉
○災害来襲予報 (例:津波警報発表)
○災害来襲 (例:津波到達)
○災害通過

### 第3編 災害応急対策計画編・・・(111頁)

序 災害応急対策計画編の概要・・・(111頁)	
第1章 風水害 (112頁)	災害応急対策計画は、災害が発生したま は発生するおそれがある場合に、災害の発生を 防御し、または応急的救助を行うなどの災害 の拡大を防止するため、防災に関する組織、 気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、 救助救急及び交通輸送等について計画し、そ の迅速な実施を図るものとする。 また、地震災害の防止には、平常時からの 建物や社会インフラの耐震化の推進や地震 に強いひとづくりなどの啓蒙活動が優先さ れる課題であるが、ここでは地震発生時にお ける災害対策組織の設置並びに被害拡大防 止や避難方法などの必要な応急対策につい て定めておくものとする。
第2章 地震・津波 (273頁)	

〈災害復旧・復興時〉
(例:津波警報解除)

### 第4編 災害復旧・復興計画編・・・(283頁)

序 災害復旧・復興計画編の概要・・・(281頁)	
第1章 災害復旧・復興 (283頁)	災害からの復旧及び復興にあたっては、被 災した各種施設の原型の復旧にとどまらず、 将来に備えた各種復旧・復興計画の推進に加 えて、被災者の自立を目指した生活再建と ともに、地域社会の復興などに資する諸施策を 定め、その実施を図るものとする。

## 第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1. 基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2. 救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3. 県 防 災 計 画	沖縄県地域防災計画をいう。
4. 村 防 災 計 画	東村地域防災計画をいう。
5. 県 本 部	沖縄県災害対策本部をいう。
6. 現 地 本 部	沖縄県現地災害対策本部をいう。
7. 地 方 本 部	沖縄県災害対策北部地方本部をいう。
8. 村 本 部	東村災害対策本部をいう。
9. 県 本 部 長	沖縄県災害対策本部長をいう。
10. 現 地 本 部 長	沖縄県現地災害対策本部長をいう。
11. 村 本 部 長	沖縄県災害対策地方本部長をいう。
12. 県 医 療 本 部	沖縄県災害医療本部をいう。
13. 地 域 医 療 本 部	沖縄県地域災害医療本部をいう。

## 第3節 計画の修正と周知徹底

本計画は平成27年に策定された東村地域防災計画の改定であるが、今後災害対策基本法42条の規定に基づいて検討を加え、必要があると認められたときにはこれを修正するものとする。

またこの計画は、東村職員及び関係公共機関並びにその他の防災に関する主要な施設に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項に定める公表のほか、地域住民に周知徹底を図るよう努めるものとする。

## 第4節 東村の概況

### 〈沿革〉

本村は、琉球王朝成立以前の三山鼎立時代には今帰仁城を中心とする北山王統の統治下にあったとみられる。

琉球王朝の成立以後は、現在の名護市域から本村を含む広範囲の名護間切に属していた。

琉球最古の歌詞集「おもろさうし」（巻13）には、久志の前兼久にて船を建造したとの記述があり、それは現在の慶佐次か有銘の海岸であったと推測されている。つまり当時の名護間切の久志村は、現在の名護市久志から本村域を含む範囲であったと考えられる。

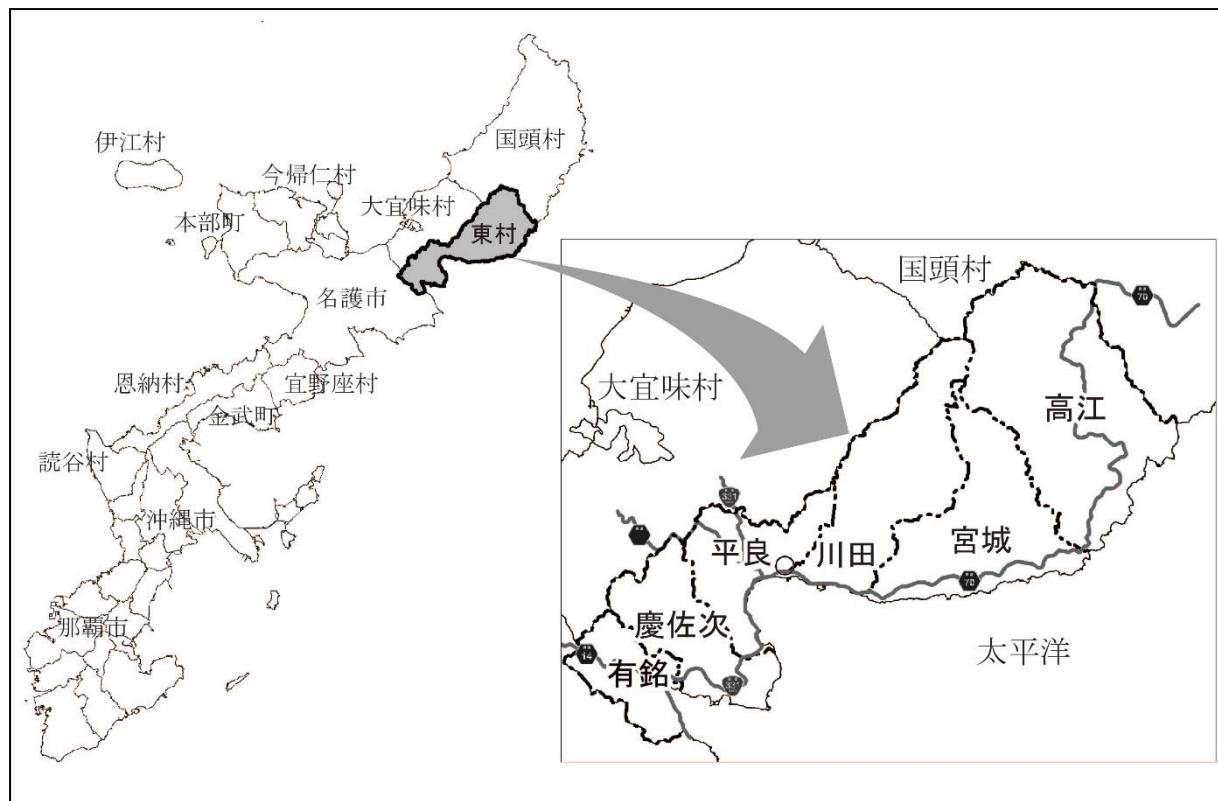
その後、1673年（尚貞王5年）に名護間切りから久志間切りが分離・新設されたため本村は久志間切りに属することになった。

久志間切はその後明治時代を経て、大正時代まで続いていたが、やがて有銘以東5字の住民に新村独立の気運が高まり、大正12（1923）年4月1日に分村が実現し東村が誕生した。そして翌年には宮城の北東部を分離して高江とし現在の有銘、慶佐次、平良、川田、宮城、高江の6字となった。

本村の村名は、旧久志村の東方に位置していることと、太平洋に面し東の空から赤々と力強く朝日が昇ることから「日の出るところ東なり」と命名されたと言われている。

資料：第5次東村総合計画より

### ■ 東村の位置



## 1. 自然的条件

### (1) 位置及び地勢

東村は沖縄本島北東部に位置し、北緯 26 度 35 分～26 度 42 分、東経 128 度 6 分～128 度 16 分の範囲にあって、北は北部脊梁山地の伊湯岳を隔てて国頭村、北西は玉辻山や津波山を隔てて大宜味村、南西は名護市に隣接している。本村は北東から南西に細長く、その長軸は約 26km であるが、短軸は狭く、広いところで約 8 km、狭いところは平良と大保間のわずか 4 km となっている。

本村の総面積は 8,188ha で、南のほうから有銘、慶佐次、平良、川田、宮城、高江の 6 地区が国道 331 号や県道沿いに点在している。(平成 27 年時点で、72.5% を占める 5,934ha が森林、以下畠が 869ha で 10.6%、宅地が 47ha で 0.6%、その他が 1,338ha で 16.3% となっている。)

本村の地形をみると、北西の山岳部は沖縄本島北部脊梁山地の一角を占め、北の方から国頭村の西銘岳や与那覇岳に連なる伊湯岳 (446m)、玉辻山 (289m)、津波山 (236m) が長軸に沿って走っている。それらの山岳部から南東側にむかって段丘が発達し、海拔 100m や 200m クラスの台地段丘並びに 10～50m の海岸段丘が形成されている。

それらの段丘部は脊梁山地からの水系の侵食により大小さまざまな谷部が形成され、起伏の多い複雑な地形となっている。

北部脊梁山地を源とする河川はかなり発達し、新川川、福地川、慶佐次川など大小 14 を数える。伊湯岳を源とする新川川には河口から約 2.5km 地点に「新川ダム」(昭和 52 年) が建設され、また同じく伊湯岳を源とする福地川は途中で 8 本の支流を併合して発達し、中流部に県内最大の「福地ダム」(昭和 49 年) が建設されている。有銘湾に注ぐ慶佐次川には、下流域に沖縄本島では最大規模のマングローブが発達している。

本村の海岸線は緩やかなカーブを描きながら太平洋側に張り出しているが、その大部分は転石の累積した海岸か海崖を形成している。そのため海浜の発達は少なく、字川田や字慶佐次にやや規模の大きい海浜が認められるに過ぎない。一方、平良や有銘地区は湾入り、深い入り江を形成している。

海域をみると、高江からギナン崎にかけては小規模の裾礁が見られるに過ぎないが、その以南にかけては堡礁がよく発達し連続している。海岸線と堡礁に囲まれた礁湖(ラグーン)は“いのがま”以南にかけて発達し広くなっている。

### (2) 地質及び土壤

本村の地質は殆どが中生代の国頭累帯に属し、「名護層」と「嘉陽層」に大別される。

部分的に新生代第四期の「国頭層」も分布しているが、面積は広くない。

「名護層」は魚泊から字高江にかけての海岸線から段丘山地及び伊湯岳一帯、並びに平良湾から塩屋湾間の脊梁山地などに分布している。「嘉陽層」は字宮城から段丘山地の中央部や玉辻山一帯、そして有銘から津波山にかけて広く分布している。一方「国頭層」の分布は「名護層」や「嘉陽層」の海岸よりの地域に限られている。

土壤の殆どが黄色土と赤色土の岩屑土壤(リトソール)からなっている。黄色土は主として山地地帯に、そして赤色土(国頭マージ)は段丘地帯に広く分布している。岩屑土壤は pH 4～5 の酸性土壤でパインアップルの栽培に適している。福地川や慶佐次川の流域及び扇状地などの海岸低地には、小規模の沖積土壤も分布している。

### (3) 気候・気象の自然災害

本村の属する琉球列島は温かい黒潮の影響を受けているため、その気候的特徴は温暖で湿潤な亜熱帯海洋性気候である。年平均気温が22.8°C、月別平均気温が16.5°C～28.9°Cの範囲にあり、年格差が比較的小さい。

本地域は東アジア季節風帯に属し、冬は北よりのそして夏は南よりの季節風が卓越している。例年10月頃になると「新北風」(ミニシ)が吹き始めるが、空気が乾燥しているため火災の発生が多い時期でもある。5月頃からは暖かい南よりの季節風が卓越してくる。また5月から6月にかけては「小満芒種」(スマンボース)と呼ばれる雨季(梅雨)があり、それを過ぎると本格的な夏が訪れ、台風期に入る。本地域は台風の転向点にあたっていて、その進行速度が遅く台風の脅威にさらされる時間が長い。最大風速40m/s以上、最大瞬間風速50m/s以上の暴風も時々観測されることがある。

海洋性で季節風気候のため降水量は多く、年間2,000mmを越える。降水量が多いのは5、6月の梅雨期と台風の影響する8月を中心とする夏で、月間降水量が200mmを越えることが多い。

特に東村一帯は本島中南部に比べて降水量が多く、年間2,200mm以上を示し、海岸から山間部にかけて等高線状に増加する傾向にある。

#### ■ 名護の平年値表

(名護特別地域気象観測所)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温 °C	16.5	16.8	18.5	20.9	23.8	26.9	28.9	28.8	27.6	25.0	21.9	18.2	22.8
降水量 mm	96.8	109.9	140.8	160.8	220.1	291.7	182.6	265.9	238.4	184.7	119.2	109.7	2120.7
平均風速 m/s	3.8	3.8	3.7	3.5	3.2	3.8	3.7	3.7	3.7	4.1	3.9	3.9	3.8
相対湿度 %	69	71	73	76	79	83	79	79	77	74	71	69	75
日照時h	94.7	91.4	112.6	121.3	136.7	152.3	235.7	211.9	183.4	166.2	124.5	108.0	1738.8

※ 名護特別地域気象観測所位置 (北緯26度35.6分 東経127度57.9分 標高6m)

統計期間: 1991～2020年

#### ■ 東村の平年値表

(東アメダス)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 mm	104.4	123.5	154.9	173.0	253.9	318.2	165.1	243.5	232.6	191.5	135.8	112.5	2208.8

※ 東アメダス位置 (北緯26度37.9分 東経128度9.2分 標高24m)

統計期間: 1991～2020年

## 2. 社会的条件

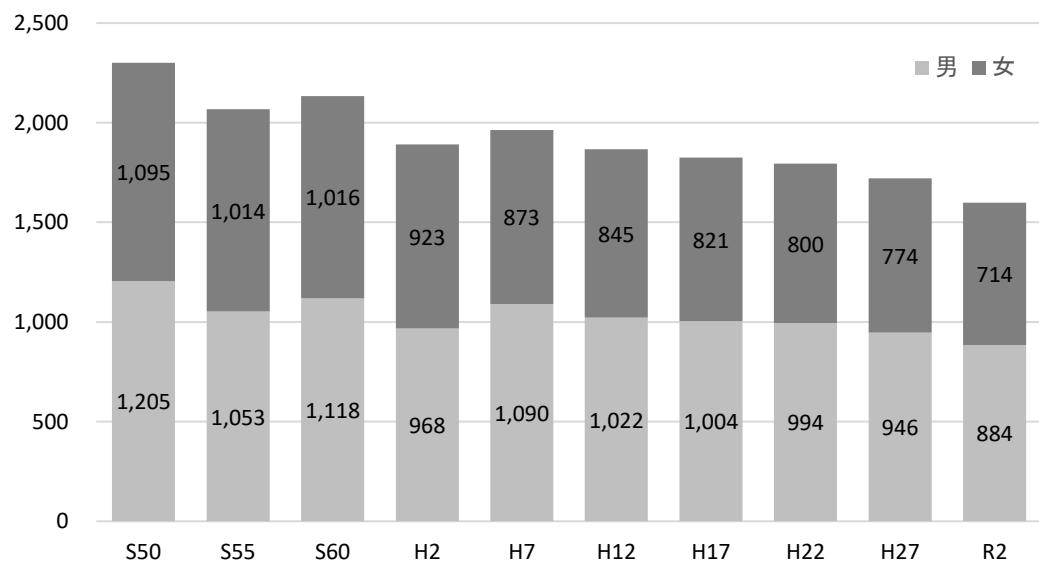
### (1) 人口及び世帯数

本村の令和2年における国勢調査人口は1,598人（男884人、女714人）、世帯数は725世帯となっている。昭和50年からの動向をみると、人口は減少を続けている。昭和60年と平成7年に増加を示しているが、これは産業開発青年協会への入居者の増加によるものである。また1世帯あたりの人口をみると、昭和50年の4人台から令和2年の2.2人まで減少している。

沖縄県全体でみると人口はむしろ増加（令和2年1,467,480人、平成27年1,433,566人、2.4%増加）しているが、本村においては人口4人に1人が65歳以上の高齢者となる「超高齢化社会」で、核家族化が進行している。第5次東村総合計画によれば、令和42年における目標人口を2,000人に設定し、各種施策を推進するものとされている。

●資料編 資料5-1 人口

#### ■ 国勢調査人口の推移



### (2) 産業分類別就業人口

令和2年国勢調査による村内で働く就業者数は864人で、村民従業者数（928人）より63人多い状況である。その就業構造をみると第三次産業が454人で、52.5%を占め最も多く、以下第一次産業が308人35.6%第二次産業の99人11.5%となっている。

業種別にみるとサービス業が最も多く34.7%、農業が33.1%、公務が9.0%と続き、この3業種で76.9%を占めている。

●資料編 資料5-2 就業者数（東村内で働く就業者）

### (3) 建物状況

村内の建物状況みると令和5年1月1日現在で家屋総数は877棟、そのうち木造家屋が179棟で木造比率が20.4%となっている。これを字別にみると家屋数で最も多いのが平良で207棟、慶佐次の180棟、有銘の172棟の順となっている。次に木造比率では高江が最も多く31.3%で、次いで慶佐次が30.0%とかなり高い一方、平良は8.2%と顕著に低い状況となっている。

●資料編 資料5-4 字別建物状況

#### (4) 道路交通

本村は現在、国道や県道などで中南部や西海岸と連結され、人の往来及び物資の流通が容易になっている。しかし「沖縄戦」以前には、道路事情が悪く陸の孤島と呼ばれ、中南部との交流は山原船による海上交通が主であった。

本村での本格的な道路は、大正13年に開設された川田～塩屋間を結ぶ郡道である。

戦後になってその他の主要道路（平良～有銘を結ぶ県道）が整備されている。

現在の本村の主要道路としては国道331号線、県道70号線（国頭東線）、県道14号線（有銘源河線）が整備され、それらの改良率及び舗装率はともに100%となっている。それ以外に村道が50路線44,266m整備されているが、改良率、舗装ともに98%となっている。

また路線の一部には蛇行や起伏の激しい区間があり、海岸沿いでは台風時に越波し交通不能になる区間もある。また、急傾斜地付近では大雨により度々土砂崩れが発生し、防災上の課題となっている。

#### ●資料編 資料5-5 道路の整備状況

### 3. 災害の概況

東村史によれば、各集落と災害について次のように述べられている。

#### (1) 高江

新川川河口付近を発祥地とする高江集落は、戦後海上交通から陸上交通へと交通手段が変わり、多くの住宅が台地に立地してきた。また車地区は昭和34年までは太平洋に面した斜面にあったが、同年10月に襲来した台風（シャーロット）がもたらした集中豪雨による地すべりで集落が海岸へ押し流され、そこも現在の高台へ集団移転した。

#### (2) 宮城

宮城集落は集落の立地条件を求めて幾度か移転を繰り返している。宮城本集落の古名は「デークマク」と称され、川田東方の大工泊を発祥の地としているが、そこは砂地のため農業に適さず魚泊に移転している。魚泊は水の便が悪く水利を求めて古島原に移転した。古島原は川の近くで水の便はよかつたが、洪水の被害を度々受けたので、丘陵地帯の盆地状の富久地原（現在の宮城本集落）にさらに移転し、明治10年にそこを宮城と称している。

#### (3) 川田

川田集落は河川の氾濫と海からの被害との戦いの歴史であった。川田はその古名を「ユアギマク」（寄り上げマク）と称するように、東側は砂洲によって陸地化した地域である。

先代の川田集落は集落の仲筋に沿って西から東へサーン川が流れ、中央を南へ流れるウッチンハイや東端を流れるフガッタ川（コガシタ川）と集落東側で合流し三叉川となって海に注いでいた。明治の黎明期に川の氾濫防止と宅地や耕地の拡張のため、東流するサーン川をそのまま南流させる河川改修を実施し、現在のように東西に川をもつ集落が形成された。

サーン川の流路変更である程度洪水被害を防いだが、次は海からの災害に対処する必要があった。当時の護岸は高い砂丘を築いてアダン樹を植えたものであり、高潮等の被害を防止することは難しかった。昭和8年になって石積みの堤防を築き、その後コンクリート堤防に改修したが、大型台風で度々破壊された。現在の堅固な堤防が完成したのは昭和50年代初頭のことである。

#### (4) 平良

平良集落は明治15年に大火に遭遇し、集落の大半を焼失している。そのため人々の生活は極度な

貧窮状態に陥り、一時集落の存亡さえ危ぶまれる状況になった。住民生活の復旧には大正、昭和の初期までかかったといわれている。

#### (5) 慶佐次

慶佐次集落は慶佐次川の下流域にあるが、村史には災害の記述がなされていない。しかし慶佐次区長への聞き取り調査により、昭和35年のチリ津波により当時の慶佐次橋が被害を受けたことが確認された。

#### (6) 有銘

有銘集落は有銘川の下流域にあり、昭和22年頃には山地開発等で赤土が流出して川底が浅くなり、河川の氾濫が多く度々洪水の被害を受けている。そのため各戸では自衛のため屋敷地全体を高くする工夫をしていた。昭和50年頃からは河川改修や護岸工事などが進み、その後の大きな被害は少なくなっている（昭和34年の台風シャーロットでは山崩れのため死者5人、軽傷者4人の大きな被害を受けている）。

#### (7) まとめ

このように本村の各集落は、先達の英知と努力により各種災害被害を乗り越え、現在の姿を形成した。

次に戦後の本村の災害被害を概観してみると、以下のことが特筆される。

- (1) 昭和31年の台風エマ及びハリエットによる家屋の全半壊
- (2) 昭和34年の台風シャーロットによる死傷者9人
- (3) 昭和35年のチリ津波による浸水
- (4) 昭和36年の台風ティルダによる家屋の全半壊及び浸水
- (5) 昭和40年の台風ジーンによる浸水
- (6) 昭和44年台風フロッシーによる浸水
- (7) 昭和51年のたつ巻による各種被害
- (8) 平成9年台風13号による浸水及び道路破損並びに防波堤等の決壊
- (9) 平成11年台風18号による家屋全壊
- (10) 平成19年台風4号による浸水
- (11) 平成22年台風7号による軽乗用車の転倒の被害
- (12) 平成23年台風9号による土砂崩れ
- (13) 平成24年台風16号による床上浸水及び道路破損
- (14) 平成27年豪雨による国道331号土砂崩れ及び床上浸水

●資料編 資料5-11 東村火災状況（平成23年～令和4年までの火災件数・焼失面積及び損害額）

## 第5節 災害の想定

本計画では、本村の気象や地勢及び地質土壤などの地域特性によって起こる災害（台風、豪雨、高潮、地震、津波、その他災害）を重点に、救助法適用程度の災害を想定する。具体的には以下に掲げる災害を想定する。

ただし、2011年に発生した東北地方太平洋沖地震、あるいは1771年八重山地方に発生した大地震による大津波（八重山地震津波）の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの大規模な災害による被害の軽減を図ることをも考慮する。

### 1. 風水害

#### （1）台風

ア 昭和32年台風第14号	(フェイ)
襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s (那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s (那覇)
降水量	70.7mm (那覇、25~26日)
死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸
イ 第2宮古島台風	(昭和41年台風第18号 コラ)
襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s (宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s (宮古島)
降水量	297.4mm (宮古島、3~6日)
死傷者・行方不明者	41名
住宅全半壊	7,765戸
ウ 平成15年台風第14号	(マエミー)
襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s (宮古島)
降水量	470.0mm (宮古島、9~12日)
死傷者・行方不明者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)

#### （2）地すべり

発生年月日	平成18年6月10日
発生場所	沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内
降雨状況	先行降雨量 533mm (5/1~6/9) 集中降雨量 88mm (6/10)
地すべりの規模	平均高さ30m (最大42m)、長さ約335m 移動土量 約34万m <sup>3</sup> 、地すべり面積5万6千m <sup>2</sup> 地すべり幅 最大260m

人的被害	なし
道路破損	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

### (3) 高潮（浸水想定区域）

本村に大きな被害をもたらすおそれのある台風について「平成 18・19 年沖縄県津波・高潮被害想定調査」結果を参考に、波浪と高潮による浸水区域を想定する。

#### ■ 高潮浸水想定の概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西南側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

### (4) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本村にはがけ崩れ、土砂災害、地すべりへの警戒避難が必要な箇所が存在することから危険箇所・区域等による表層崩壊を想定する。

#### ■ 土砂災害（危険箇所・区域）

令和 3 年 4 月 1 日現在

急傾斜地崩壊危険箇所		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
17		18		18	
高江	2	高江	3	高江	3
川田	2	川田	2	川田	2
慶佐次	1	慶佐次	1	慶佐次	1
有銘	12	有銘	12	有銘	12

資料：令和 3 年度沖縄県水防計画

## 2. 地震・津波の被害想定

本村の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量について、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査報告書」に基づき、被害の概要を以下にまとめた。

#### (1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 16 の想定地震を設定した。その中で、本村において想定される地震は、6 強が 1 、6 弱が 5 、5 強が 2 となっている。想定地震の概要は次のとおりである。

#### ■ 地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	深さ (km)	計測震度※（東村）			震度 (東村)	マグニチ ュード	備 考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	4.4	3.8	4.1	4	7.0	平成 21 年度沖縄県地震被害想定調査より
伊祖断層による地震	3	4.5	3.8	4.1	4	6.9	
石川-具志川断層系による地震	3	4.9	3.9	4.3	5 弱	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	5.7	5.1	5.4	6 弱	7.8	
八重山諸島南東沖地震	2	4.8	4.2	4.5	5 弱	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.2	5.5	6 弱	8.8	

想定地震	深さ (km)	計測震度※ (東村)			震度 (東村)	マグニチ ュード	備 考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島東方沖地震	2	5.8	5.3	5.5	6弱	8.8	
多良間島北方沖地震	1	3.6	3.1	3.4	4	7.8	
宮古島北方沖地震	0.3	4.0	3.4	3.7	4	8.0	
久米島北方沖地震	2	5.3	4.8	5.0	5強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.2	4.8	5.0	5強	8.1	
沖縄本島南東沖地震3連動	2	6.0	5.6	5.8	6弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震3連動	2	4.9	4.3	4.6	5弱	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	6.2	5.5	5.8	6強	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	3.6	3.1	3.3	4	7.8	
一律地震動	5	5.8	5.4	5.6	6弱	6.9	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表のゆれ（地震動）の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期0.1～1.0秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

### ■ 東村で影響の大きな想定地震の設定

想定地震	深さ	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
10 沖縄本島南東沖地震	2 km	300 km	70 km	20m	8.8
11 沖縄本島東方沖地震	2 km	300 km	70 km	20m	8.8
沖縄本島南東沖地震3連動 ※ 1 (9, 10, 11)	2 km	240 km	100 km	20m	9.0
	2 km	170 km	100 km	20m	9.0
	2 km	260 km	100 km	20m	9.0
22 沖縄本島北部スラブ内	30 km	30 km	30 km		7.8

※1 (八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東地震、沖縄本島東方地震) 3つの地震が連動して起きる場合の想定。



### ■ 想定地震における東村の計測震度および震度面積割合

想定地震	最大値	最小値	平均値	震度 面積割合 (%)						
				7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下
沖縄本島南東沖地震	5.7	5.5	5.6	0.0	0.0	42.9	57.1	0.0	0.0	0.0
沖縄本島東方沖地震	5.8	5.3	5.5	0.0	0.0	89.7	10.3	0.0	0.0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	6.0	5.6	5.8	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄本島北部スラブ内	6.2	5.5	5.8	0.0	2.7	97.3	0.0	0.0	0.0	0.0

### ■ 想定地震における東村の液状化危険度の予測

想定地震	最大値	最小値	平均値	液状化 (PL値)		面積割合 (%)	
				15<PL	5<PL≤15	0<PL≤5	PL=0
沖縄本島南東沖地震	20.0	0.0	0.4	1.5	0.7	0.0	97.8
沖縄本島東方沖地震	20.5	0.0	0.4	1.5	0.7	0.0	97.8
沖縄本島南東沖地震3連動	22.0	0.0	0.4	1.5	0.7	0.0	97.8
沖縄本島北部スラブ内	22.0	0.0	0.4	1.5	0.7	0.0	97.8

### ■ 想定地震における東村の地震土砂災害危険度の予測

	急傾斜地崩壊危険箇所				山腹崩壊危険地区			
	全箇所数	ランク数			全箇所数	ランク数		
		A	B	C		A	B	C
沖縄本島南東沖地震	17	16	1	0	7	0	3	4
沖縄本島東方沖地震	17	17	0	0	7	0	6	1
沖縄本島南東沖地震3連動	17	17	0	0	7	0	7	0
沖縄本島北部スラブ内	17	17	0	0	7	0	7	0

※ A:危険度が高い B:危険度がやや高い C:危険度が低い

### (2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

### ■ 想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることになる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。</li> <li>・道路、鉄道はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

### (3) 予測結果の概要

本村における死者数は、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く（466人）、次いで沖縄本島南東沖地震3連動（1人）となり、そのほとんどは津波によるものである。

建物被害（全壊）については、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最も多く（402棟）、その大半が「津波」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震3連動（59棟）となるが、この地震では「地震の揺れ」「液状化」「土砂災害」「地震火災」によるものとなっている。

ライフラインとなる上水道については、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、地震直後の断水人口は1,138人、電力については停電軒数が2,402軒に上る。

### (4) 市町村一律の直下型地震について

（1）の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

## 3. 津波の浸水想定

本村の避難計画等の基礎となる津波の浸水到達区域、津波到達時間等について、県の調査に基づき、概要を以下にまとめた。

### (1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

### ■ 沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）津波浸水想定のモデル一覧

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	沖縄本島北方沖(C01)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
②	沖縄本島南東沖(D01W)	80 k m	40 k m	4 m	
③	沖縄本島南西沖(H9RF)	80 k m	40 k m	4 m	
④	久米島北方沖(B04E)	80 k m	40 k m	4 m	
⑤	久米島南東沖(C02)	80 k m	40 k m	4 m	
⑥	宮古島東方沖(C04W)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑦	宮古島南東沖(D06N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑧	宮古島西方沖(C05E)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑨	石垣島東方沖1(C06W)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑩	石垣島東方沖2(NM11)	60 k m	30 k m	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖(IM00)	40 k m	20 k m	20m	7.7
		15 k m	10 k m	90m	（※2）
⑫	石垣島北西沖(A03N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑬	与那国島北方沖(A01N)	80 k m	40 k m	4 m	7.8
⑭	与那国島南方沖(GYAK)	100 k m	50 k m	5 m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：⑪下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

## (2) 最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。また、この浸水想定を沖縄市における避難対象地域とする。「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

### ■ 沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)津波浸水想定のモデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震(※2)	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震(※2)	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	久米島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	3連動 沖縄本島 南東沖地震	240 k m	70 k m	20m	9.0
		170 k m	70 k m	20m	
		260 k m	70 k m	20m	
⑮	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
		175 k m	70 k m	20m	
		300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2：②⑥⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3：⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

## (3) 最大クラスの津波(津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定)

平成24年度の津波浸水想定以降、新たな知見(津波履歴等)を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

## ■ 沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）津波浸水想定のモデル一覧

	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード（※1）
①	八重山諸島南西沖地震	270 k m	70 k m	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）	300 k m	70 k m	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300 k m	70 k m	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100 k m	50 k m	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）	40 k m	20 k m	20m	7.8
		15 k m	10 k m	90m	（※3）
⑨	石垣島東方沖地震（※2）	60 k m	30 k m	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130 k m	40 k m	8 m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200 k m	70 k m	20m	9.0
		175 k m	70 k m	20m	
		300 k m	70 k m	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

- 「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
- 「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間
- 「津波到達時間」：津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
- 「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

#### 4. 津波災害警戒区域

平成29年度において県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき県内39市町村の沿岸部を津波災害警戒区域として指定した。本村においては、最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）である平成26年度津波浸水想定区域と同範囲が指定されている。それに伴い、村は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき以下の対策を講じる。

- （1）防災計画に、津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項について定める。
- （2）津波災害警戒区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用

する施設等（以下「避難促進施設」という。）の名称及び所在地並びに当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村地域防災計画に定める。また、避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

●資料編 資料 6-11 避難促進施設一覧

### 【避難促進施設とは】

津波災害警戒区域内に立地し、主に防災上の配慮を要する者が利用する以下の施設です。

- 1 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）
- 2 津波法施行令第19条に基づく次に掲げる施設
  - (1) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供之施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康新規支援センターその他これらに類する施設
  - (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）
  - (3) 病院、診療所及び助産所

（3）津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

### 5. 高潮災害

想定台風は沖縄に来襲する台風の特徴を考慮して、沖縄本島の西を北上する台風、本島の南を西進する台風、本島の東を北上する台風とした。また、想定台風の作成にあたっては、既往の台風のなかから沖縄県に被害を与え、住民によく知られている台風を選ぶこととした。その結果、本島の西を北上する台風として台風5115（RUTH）、本島の南を西進する台風として台風6123（TILDY）、本島の東を北上する台風として台風7920（TIP）を選び、これらの台風の経路、中心気圧を変更し、想定台風を作成している。

## ■ 東村における高潮被害想定

	構造物あり	構造物なし
建物被害		
床上浸水（棟）	143	10
床下浸水（棟）	10	6
人的被害		
浸水域内人口想定（人）	389	389
交通支障		
被害延長（km）	38.6	38.6
被害区間（箇所）	124	124
ライフライン支障		
上水道（箇所）	0	0
下水道（箇所）	0	0
電力（箇所）	0	0
電話（箇所）	1	1

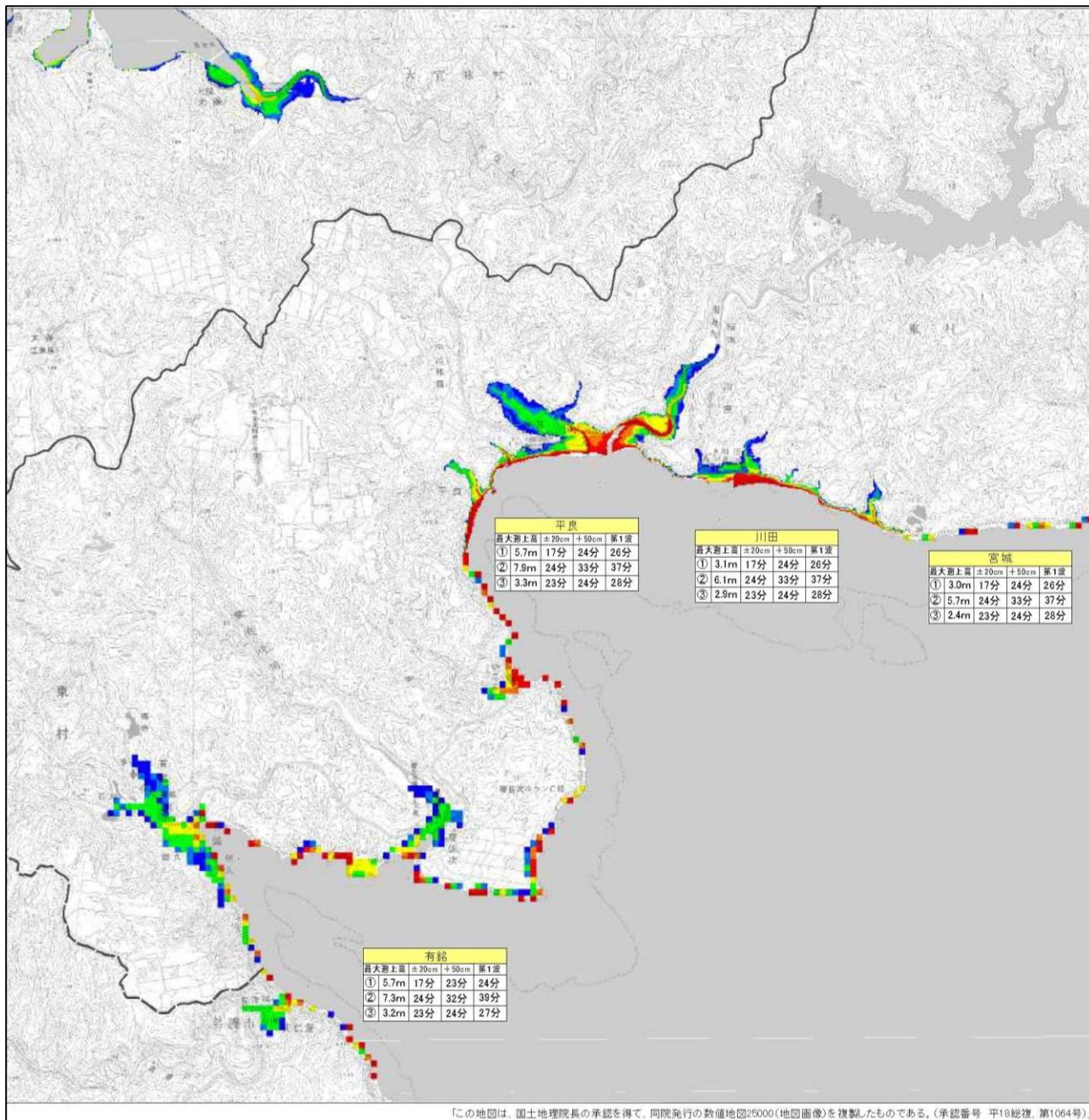
## ■ 東村における被害想定（平成25年度沖縄県地震被害想定調査）

想定項目			沖縄本島南部スラブ内地震	宮古島断層による地震	沖縄本島南東沖地震3連動	八重山諸島南方沖地震3連動	石垣島スラブ内地震
建物被害	全壊棟数（棟）	揺れ	9	0	50	0	0
		液状化	6	0	6	2	0
		土砂災害	1	0	2	0	0
		津波	386			0	
		地震火災	0	0	1	0	0
		合計	402	0	59		
	半壊棟数（棟）	揺れ	46	0	73	2	0
		液状化	7	0	0	2	0
		土砂災害	3	0	4	0	0
		津波	23		195	0	0
		合計	79	0	272	6	0
ライフライン被害	上水道	断水人口（人）	直後	85	0	1,138	0
			1日後	76	0	1,108	0
			1週間後	29	0	954	0
			1ヶ月後	0	0	745	0
	集落排水	支障人口（人）	直後	38	0	99	0
			1日後	32	0	90	0
			1週間後	12	0	59	0
			1ヶ月後	0	0	42	0
	電力	停電軒数（軒）	直後	94	0	2,402	0
			1日後	7	0	1,593	0
			2日後	0	0	1,506	0
			7日後	0	0	1,477	0
	通信施設	不通回線数（回線）	直後	20	0	570	0
			1日後	18	0	548	0
			1週間後	3	0	338	0
			1ヶ月後	1	0	320	0
	都市ガス	支障戸数（戸）	直後	0	0	0	0
			1日後	0	0	0	0
			1週間後	0	0	0	0
			1ヶ月後	0	0	0	0

想定項目			沖縄本島南部スマブ内地震	宮古島断層による地震	沖縄本島南東沖地震3連動	八重山諸島南方沖地震3連動	石垣島スマブ内地震	
人的被害	死者数(人)	建物倒壊	0	0	1	0	0	
		土砂災害	0	0	0	0	0	
		津波	466			0		
		地震火災	0	0	0	0	0	
		ブロック塀	0	0	0	0	0	
		合計	466	0	1	0	0	
	負傷者数(人)	建物倒壊	10	0	22	0	0	
		土砂災害	0	0	0	0	0	
		津波	410			0		
		地震火災	0	0	0	0	0	
		ブロック塀	0	0	0	0	0	
		合計	420	0	0	0	0	
	重症者数(人)	建物倒壊	1	0	5	0	0	
		土砂災害	0	0	0	0	0	
		津波	140			0		
		地震火災	0	0	0	0	0	
		ブロック塀	0	0	0	0	0	
		合計	141	0	5	0	0	
	軽傷者数(人)	建物倒壊	9	0	17	0	0	
		土砂災害	0	0	0	0	0	
		津波	270			0		
		地震火災	0	0	0	0	0	
		ブロック塀	0	0	0	0	0	
		合計	279	0	17	0	0	
	要救助者数(人)	地震	2	0	9	0	0	
		津波			0	0		
		津波に伴う要捜索者数(人)			876	0		
交通施設被害	道路	道路(箇所)	14	0	30	4	0	
		道路施設(箇所)	5	2	7	2	2	
	港湾・漁港	港湾(箇所)						
		漁港(箇所)	0	0	4	0	0	
生活機能支障	物資不足量	食料(食)	1~3日	0	3,672	0	0	
		4~7日	99		7,923	12	0	
		飲料水(㍑)	1~3日	161	0	6,448	0	
		4~7日	572	0	12,197	0	0	
	医療機能支障	毛布(枚)		36	0	1,181	3	
		入院(人)		20	0	5,741	0	
		外来(人)		419	0	10,693	2	
災害廃棄物被害(万t)		災害瓦礫発生量	0.13	0.00	3.46	0.01	0.00	
		津波堆積物発生量			29.86	0		
避難者	避難所内(人)	1日後	18	0	591	2	0	
		1週間後	19	0	521	1	0	
		1ヶ月後	9	0	295	1	0	
	避難所外(人)	1日後	12	0	299	1	0	
		1週間後	19	0	131	1	0	
		1ヶ月後	21	0	687	2	0	
災害時要援護者被害(人)		1日後	4	0	139	0	0	
		1週間後	4	0	122	0	0	
		1ヶ月後	2	0	69	0	0	

[空白のページ]

## ■切迫性の高い津波(平成18年度)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総復 第1064号)」

- 下記の5つの津波を想定津波とし、各市町村毎に影響の大きい3つの津波を選定し、それぞれ構造物の「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。(全6ケース)
  - この図には、全6ケースのうち、最大の浸水範囲、最大浸水深(注1)を表示しています。
  - また、代表地点周辺における最大潮上高(注1)および津波到達時間(±20cm、+50cm、第1波)を表示しています。
  - 地震の震源が想定より陸地に近かつたり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、潮上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。
  - シミュレーション条件
- (1) 想定津波
- ① 沖縄本島 北方沖 の想定地震津波
  - ② 沖縄本島 南東沖 の想定地震津波
  - ③ 沖縄本島 南西沖 の想定地震津波
  - ④ 久米島 北方沖 の想定地震津波
  - ⑤ 久米島 南東沖 の想定地震津波
- (2) 構造物
- 効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
  - 効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
- (3) 潮位：朔望平均満潮位(各月の最高満潮面を平均した潮位)

※注1 最大潮上高と浸水深(図1参照)

最大潮上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。

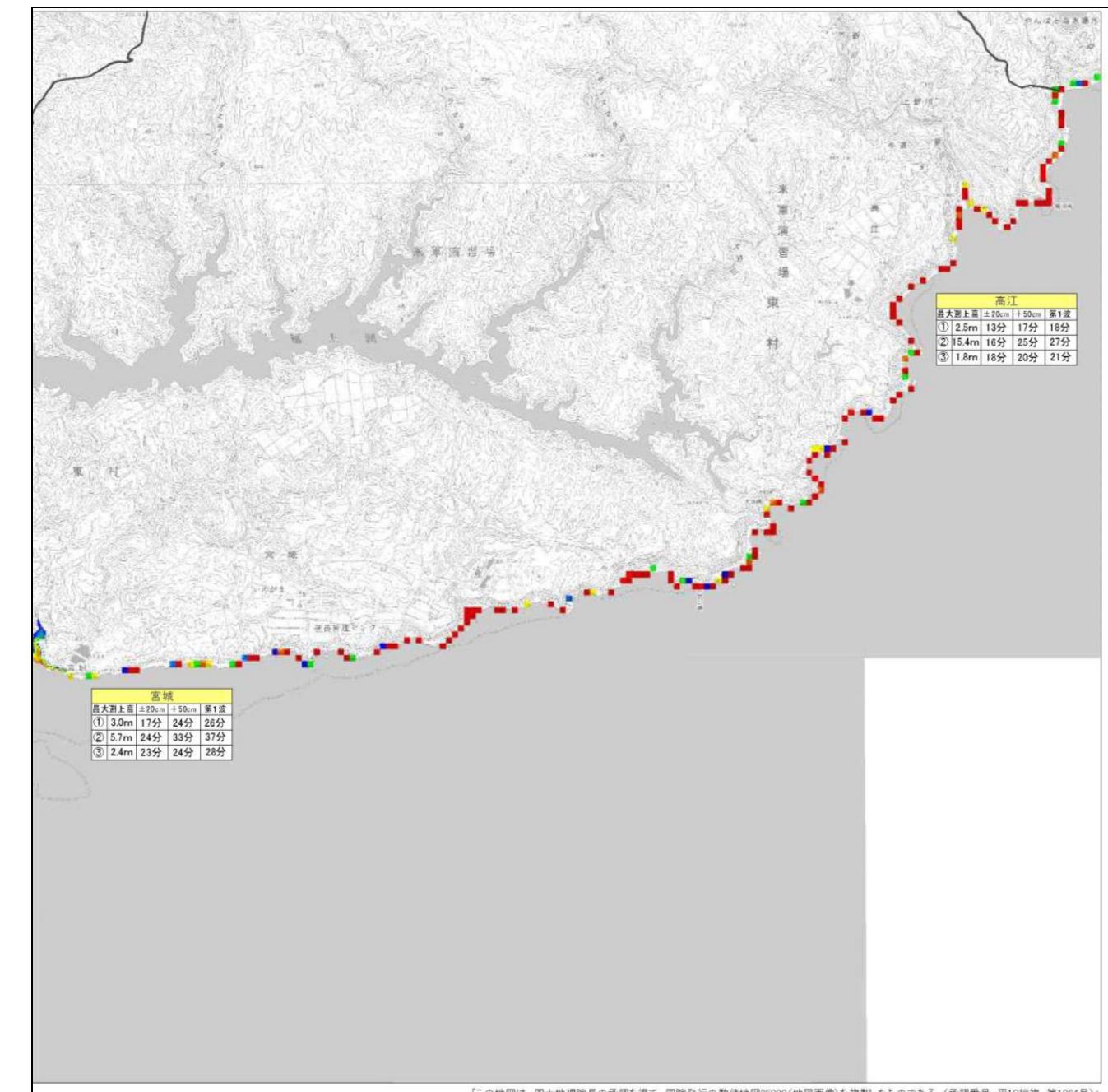
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。

※注2 影響開始時間(±20cm、+50cm)と津波到達時間(図2参照)

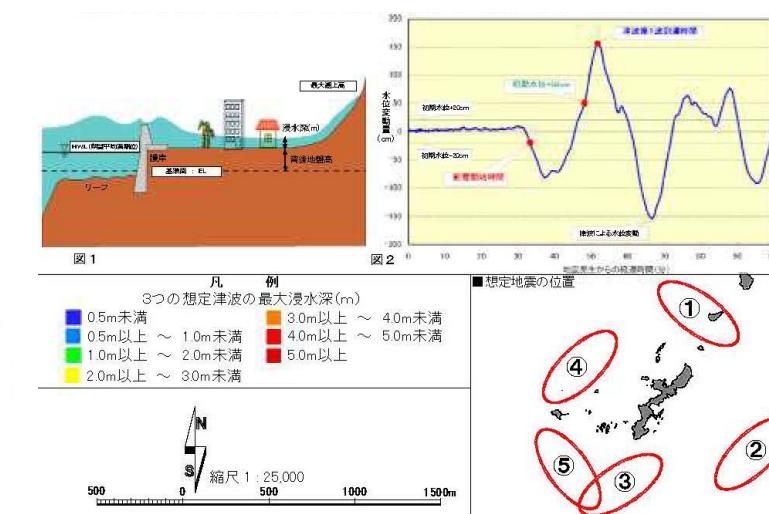
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海城の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化

(初期水位から水位変化が±20cm)が生じるまでの時間です。また、図中には、避難への影響がでる恐れのある初期水位からの水位上昇が±50cmに達する時間も表示しています。

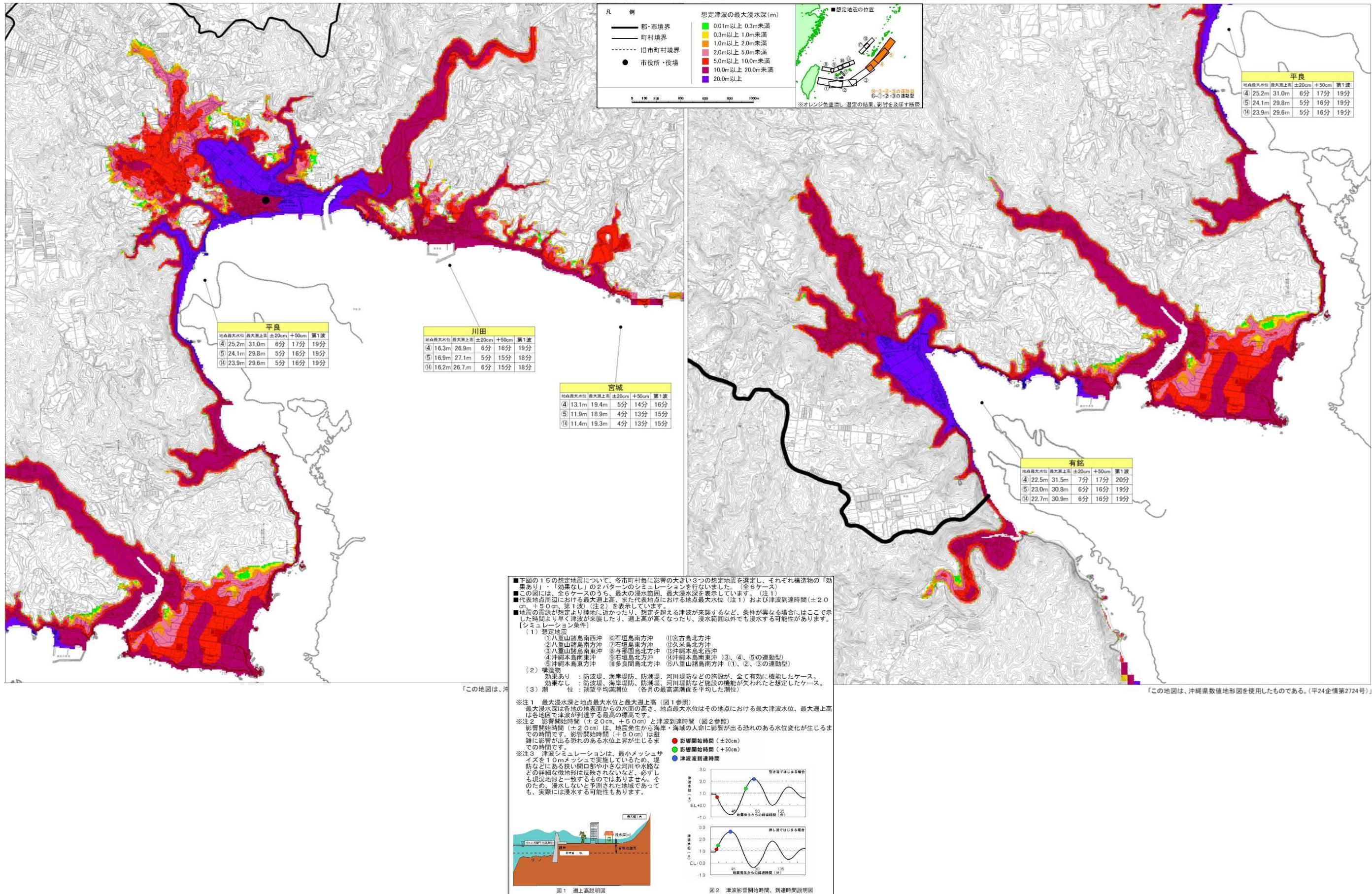
津波第1波到達時間は、地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達するまでの時間です。



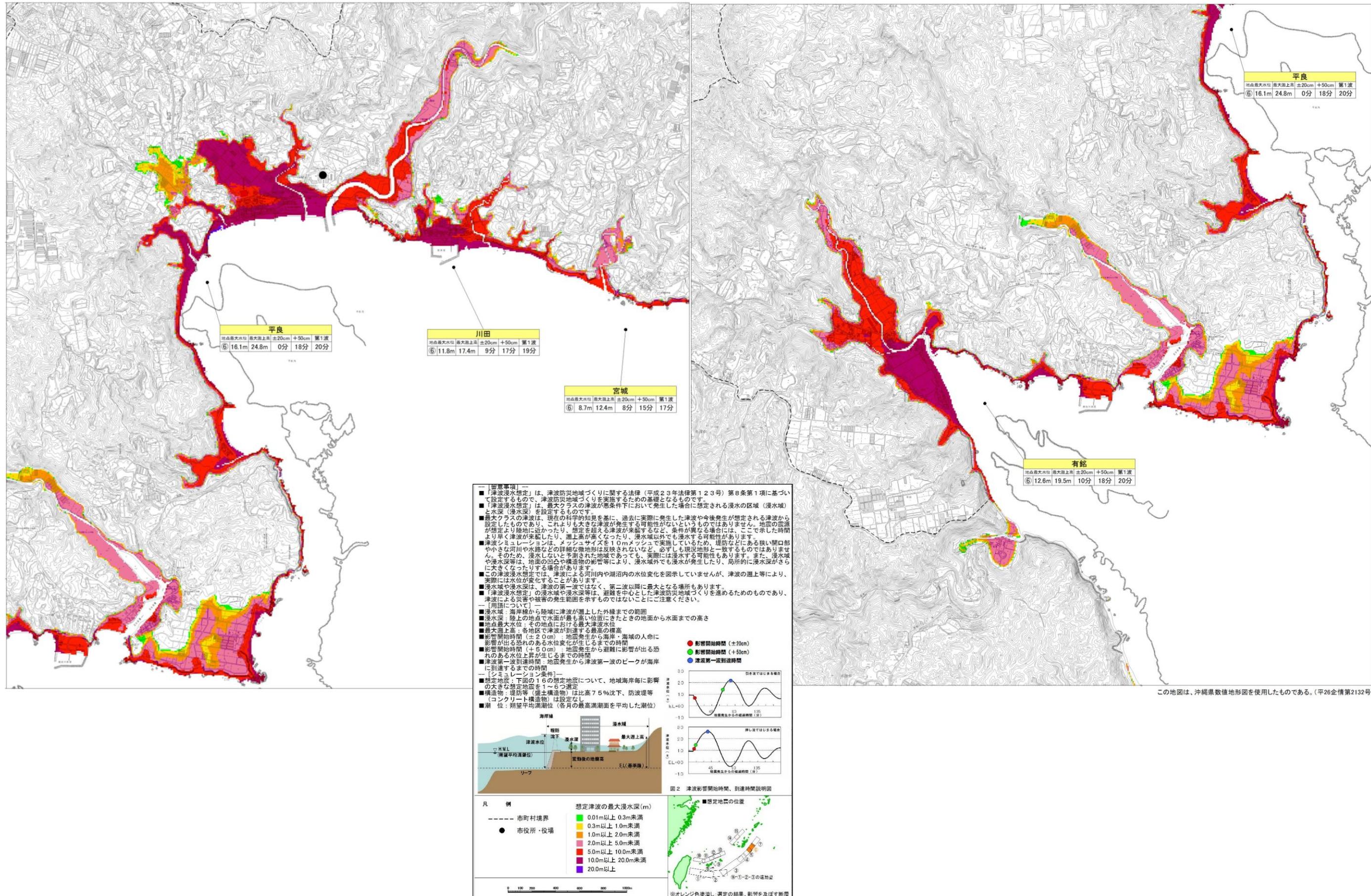
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総復 第1064号)」



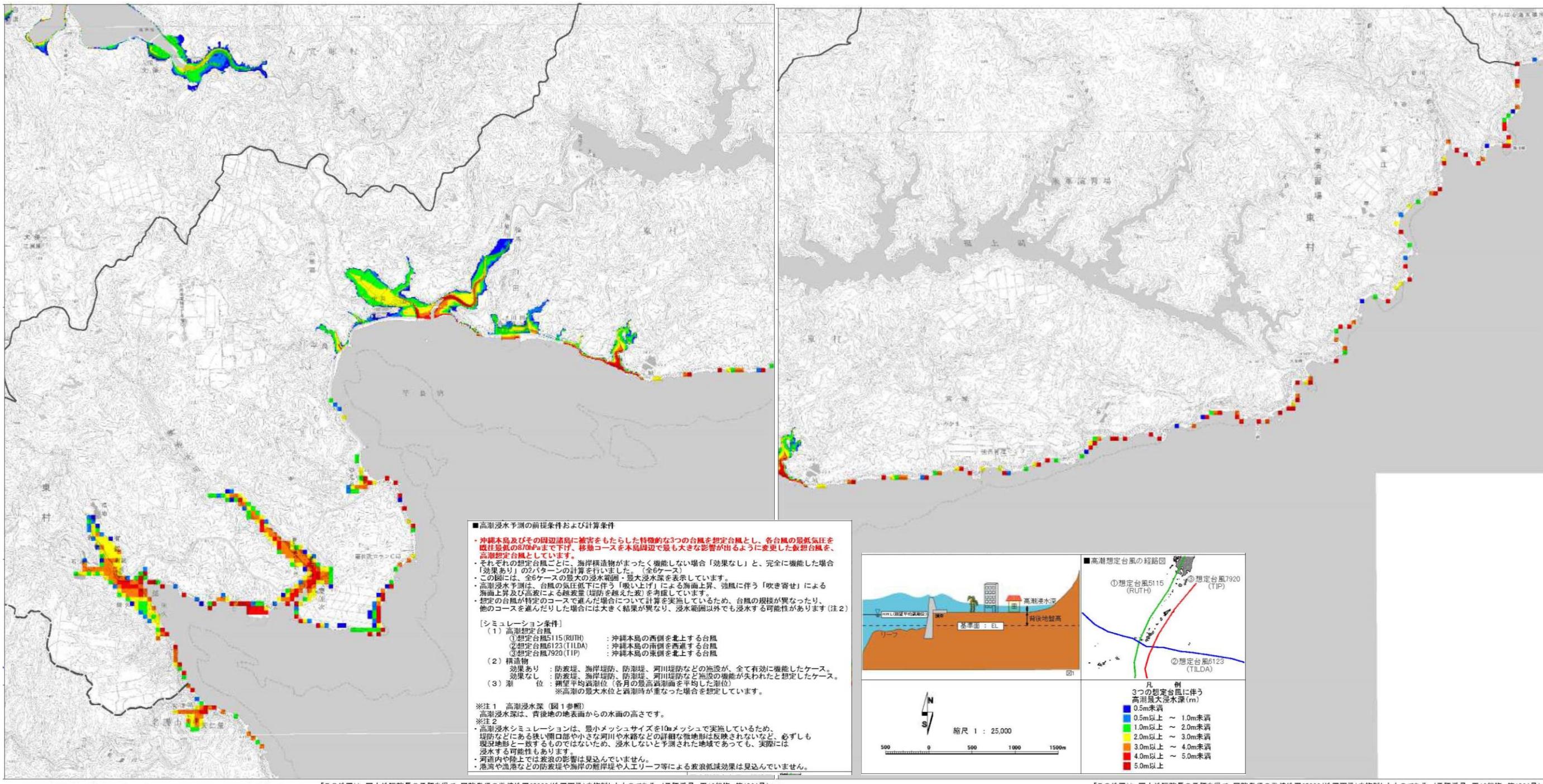
## ■最大クラスの津波(平成24年度)



## ■最大クラスの津波(津波防災まちづくりに関する法律に基づく設定 平成26年度)



## ■高潮浸水予測図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総復、第1064号)」

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総復、第1064号)」

## 第6節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第3条から第7条の規定や沖縄県地域防災計画の定めにより、東村及び本村の地域を管轄する公共機関や団体及びその他防災上重要な施設管理者の災害予防・災害応急対策・災害復旧対策等の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱、並びに村民及び本村に存する事業所のとるべき措置は次のとおりである。

### 1. 村・消防・警察機関

機関名	事務・業務の大綱
●東村	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 村防災会議及び村災害対策本部に関する事務</li> <li>② 防災に関する広報・教育・訓練の実施</li> <li>③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備</li> <li>④ 防災に関する施設及び設備の整備</li> <li>⑤ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置</li> <li>⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査</li> <li>⑦ 水防、消防、救助、その他応急措置</li> <li>⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策</li> <li>⑨ 災害時における交通輸送の確保</li> <li>⑩ 災害廃棄物の処理</li> <li>⑪ 被災施設の災害復旧</li> <li>⑫ 被災者に対する救援、生活再生支援及び融資等の対策</li> <li>⑬ 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整</li> <li>⑭ 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進</li> <li>⑮ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</li> </ul>
●国頭地区行政事務組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助、救出活動及び避難の誘導に関すること</li> <li>② 消防、水防及び応急措置に関すること</li> <li>③ 住民への予報の伝達に関すること</li> <li>④ 社会公共施設、危険物取扱所等の災害防止のための誘導、監督に関すること</li> </ul>
●沖縄県警察・名護警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害警備計画に関すること</li> <li>② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること</li> <li>③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること</li> <li>④ 交通規制・交通管制に関すること</li> <li>⑤ 遺体の見分・検視に関すること</li> <li>⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること</li> </ul>

## 2. 県及び出先・関係機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●沖縄県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務 ⑪ 被災施設の災害復旧 ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑬ 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑮ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
●沖縄県立北部病院	① 災害時における医療、助産、看護活動の実施 ② 被災者の応急対策
●北部保健所	① 災害時における管内の保健衛生対策及び指導
●北部福祉事務所	① 災害時における管内の介護福祉に係る調整及び事務
●北部土木事務所	① 所管に係わる施設（道路、橋りょう、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策や災害復旧対策、並びにこれらの指導
●北部農林水産振興センター	① 所管に係わる施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導 ② 農作物の災害応急対策及び指導 ③ 村が行う被害調査及び応急対策への協力 ④ 災害時における被災農家の再生産及び生活指導等 ⑤ その他所管業務についての被災対策

## 3. 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●九州管区警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること ② 災害時における他管区警察局との連携に関すること ③ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること ④ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑤ 災害時における警察通信の運用に関すること ⑥ 津波警報等の伝達に関すること
●沖縄総合事務局 (総務部)	① 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること ② 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること
●沖縄総合事務局 (財務部)	① 地方公共団体に対する災害融資 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 ③ 公共土木等被災施設の査定の立会 ④ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
●沖縄総合事務局 (農林水産部)	① 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 ② 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 ③ 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 ④ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
●沖縄総合事務局 (経済産業部)	① 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●沖縄総合事務局 (開発建設部)	① 直轄国道に関する災害対策 ② 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ③ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ④ 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 ⑤ 大規模土砂災害における緊急調査
●沖縄総合事務局 (運輸部)	① 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 ③ 災害時における輸送関係機関との連絡調整
●九州厚生局	① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること
●沖縄森林管理署	① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ② 災害復旧用材の需給対策 ③ 国有林における災害復旧 ④ 林野火災防止対策
●沖縄防衛局	① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整 ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償 ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
●那覇産業保安監督事務所	① 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策 ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
●那覇空港事務所	① 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助 ② 航空運送事業者に対する輸送の協力要請 ③ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整
●第十一管区海上保安本部	① 警報等の伝達に関すること ② 情報の収集に関すること ③ 海難救助等に関すること ④ 緊急輸送に関すること ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること ⑦ 流出油等の防除に関すること ⑧ 海上交通安全の確保に関すること ⑨ 警戒区域の設定に関すること ⑩ 治安の維持に関すること ⑪ 危険物の保安措置に関すること
●沖縄気象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める ④ 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
●沖縄総合通信事務所	① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
●沖縄労働局	① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●九州地方環境事務所那 霸自然環境事務所	① 災害廃棄物等の処理対策に関すること ② 環境監視体制の支援に関すること ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
●国土地理院沖縄支所	① 地殻変動の監視に関すること ② 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ③ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
●自衛隊	① 災害派遣の準備 ② 災害派遣の実施

## 4. 指定公共機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●NTT 西日本(株)沖縄支 店、NTT コミュニケー ションズ(株)、ソフトバ ンクテレコム(株)	① 電信電話施設の保全と重要通信の確保
●(株)N T T ドコモ、 K D D I (株)、ソフトバ ンクモバイル(株)	① 移動通信施設の保全と重要通信の確保
●日本銀行 (那覇支店)	① 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保 を図り、信用秩序の維持に資する
●日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協 力に関すること ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動 の連絡調整に関すること ③ 義援金の募集及び配分の協力に関すること ④ 災害時における血液製剤の供給に関すること
●日本放送協会 沖縄放送局	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災 害広報
●沖縄電力(株)	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給確保
●西日本高速道路(株) (沖縄高速道路事務 所)	① 同社管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
●日本郵便局(株) 沖縄支社	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱 ③ 災害時における窓口業務の確保

## 5. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
●(公社) 北部地区医師会	① 災害時における医療及び助産の実施
●(公社) 沖縄県看護協会	① 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
●(一社) 沖縄県 バス協会	① 災害時においてバスによる被災者及び一般利用者等の輸送協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
●琉球海運(株)	① 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
●日本トランスオーシャ ン航空(株)	① 災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
●沖縄都市モノレール (株)	① 災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰 宅困難者対策

機関名	事務・業務の大綱
● (一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	① 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
● 沖縄県婦人連合会	① 災害時における女性の福祉の増進
● 沖縄セルラー電話(株)	① 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
● (一社) 沖縄県薬剤師会	① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
● (社福) 沖縄県社会福祉協議会	① 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること ② 生活福祉資金の貸付に関すること ③ 社会福祉施設との連絡調整に関すること
● (一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	① 観光危機への対応に関すること ② 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
● (公社) 沖縄県トラック協会	① 災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
● 沖縄テレビ放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
● 琉球放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
● 琉球朝日放送(株)	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
● (株) ラジオ沖縄	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
● (株) エフエム沖縄	① 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
● (一社) 沖縄県歯科医師会	① 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

## 6. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務・業務の大綱
● (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	① 外国人に関する情報提供等の協力に関すること
● 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	① 観光・宿泊客の安全の確保に関すること
● (公社) 沖縄県獣医師会	① 災害時の動物の医療保護活動に関すること
● (一社) 沖縄県建設業協会	① 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること ② 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること
● 沖縄県土地改良事業団体連合会	① 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること ② 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること
● 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会	① 農林漁業関係者の安全の確保に関すること ② 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ③ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること ④ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること ⑤ 被災農林漁業者の再建支援に関すること
● 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会	① 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること ③ 災害時における物価安定についての協力に関すること

機 関 名	事 務 ・ 業 務 の 大 約
● (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会	① 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること
● 沖縄県交通安全協会連合会	① 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること ② 被災地及び避難場所の警戒に関すること ③ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること
● 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合	① 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること
● (一社) 沖縄県産業廃棄物協会	① 災害廃棄物処理についての協力に関すること
● (公社) 沖縄県環境整備協会	① 災害時のし尿及び浄化槽汚水泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること
● 上下水道指定工事店	① 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること
● 危険物等取り扱い事業者	① 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること ② 災害時における石油等の供給に関すること
● 社会福祉施設管理者	① 入所者及び通所者の安全の確保に関すること
● 病院管理者	① 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること ② 被災傷病者の救護に関すること
● 学校法人	① 児童及び生徒等の安全の確保に関すること ② 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること
● 金融機関	① 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること

## 7. 村民・自治会・自主防災組織及び事業者の責務

主 体	責 务
●村民	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承</li> <li>② 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討</li> <li>③ 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検</li> <li>④ 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力</li> <li>⑤ 警報、避難情報等の取集及び家族・近所への伝達</li> <li>⑥ 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>⑦ 災害廃棄物の分別</li> <li>⑧ その他自ら災害に備えるために必要な行動</li> </ul>
●自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検</li> <li>② 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承</li> <li>③ 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力</li> <li>④ 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）</li> <li>⑤ 自主防災リーダーの養成</li> <li>⑥ 自主防災活動及び訓練の実施</li> <li>⑦ 気象情報等の収集及び伝達</li> <li>⑧ 地区内の用配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力</li> <li>⑨ 災害時の避難所の自主運営</li> <li>⑩ 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力</li> </ul>
●事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 従業員の防災教育及び訓練</li> <li>② 事業継続計画(BCP)の作成及び更新</li> <li>③ 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討</li> <li>④ 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検</li> <li>⑤ 自衛消防活動・訓練</li> <li>⑥ 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導</li> <li>⑦ 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力</li> <li>⑧ 避難行動要支援者等の避難支援</li> <li>⑨ 災害廃棄物の分別</li> <li>⑩ 災害時の事業継続、国、県、村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に係わる事業者に限る。）</li> <li>⑪ その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力</li> </ul>

## 第2章 地域防災ビジョン

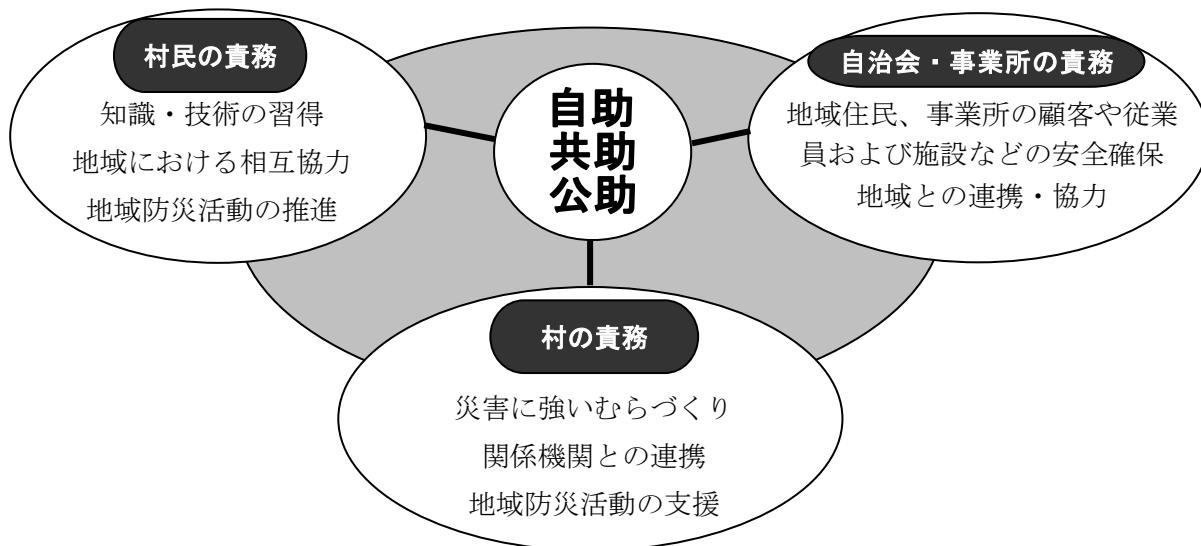
### 第1節 基本方針と基本目標

#### 1. 防災計画の基本方針

本計画は、災害対策の基本である「災害を的確に予防し」、「事に臨んでは迅速に対処し」、そして「事後の復旧に万全を尽くす」ことを3本柱とするとともに、地域住民一人一人が、災害からの自分の命は自分で守るという「自己防衛意識」を基本理念に、行政や地域がそれらをサポートするという自助・共助・公助の精神などを踏まえて策定するものとする。

また、災害及び被害想定の結果に基づいて検討しているが、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方を立つとともに、地域特性を踏まえた減災目標を策定することとしている。

さらに、地球温暖化による気候変動などから大雨や洪水、高潮及び土砂災害などの自然災害リスクが高まっているという大自然環境の大きな変化、あるいは少子高齢化の進行や高齢者(とりわけ独居老人)や障がい者などの要配慮者の増加、観光客や外国人の増加などとともに、住民意識や生活環境の変化として近隣扶助意識の低下が顕在化している地域社会構造の変化などの対応に踏まえ、女性、要配慮者等の意見を反映することで「防災のむら」となることに村全体で取り組むよう努めるものとする。



## 2. 防災計画の基本目標

災害による村民の生命の安全・財産の確保を目的に、本村における地域特性や居住環境の整備動向等、各種の計画を踏まえた地域防災計画の策定及び実施運用の指針として次の3点を基本目標とする。

### ■ 基本目標

#### (1) 災害に強いむらの環境（むらづくり）

東村の山地や河川などの村土基盤、並びに施設整備及び土木構造物に着目し、風水害や地震・津波などが発生しても被害を最小限に止め、復旧や復興しやすい構造とするための対策

災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と、中長期にわたって被災者が生活する安全で確実な避難場所の指定に加え、災害時の避難経路の対策

#### (2) 災害に強い村民（ひとづくり）

高齢者（一人暮らし）などの要配慮者、村内の土地勘が無く自主避難が困難な観光客等、避難行動要支援者に対する適切な行動や組織的対応が取れるようにするため、各種災害についての意識や知識、行動力、組織及び連携力の向上を図る

#### (3) 災害対策における事前措置

「村民の身体・生命、財産を守る」という目的を達成するため、災害の来襲前に必要な各種対策。事前に措置することにより、災害の通過時及び通過後において、円滑で実践的な災害応急対策や復旧及び復興が推進できるような対策を確立する

## 第2節 施策体系

東村地域防災計画の施策体系を次のとおりとする。

